

## 議会改革推進特別委員会会議録

1. 日 時 平成27年3月12日(木曜日)  
午後1時30分～午後3時26分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒 山 光 広 委 員 長                      馬屋原 眞 一 副委員長  
竹 岡 昌 治 委 員                      徳 並 伍 朗 委 員  
西 岡 晃 委 員                      河 本 芳 久 委 員  
下 井 克 己 委 員                      岩 本 明 央 委 員  
山 中 佳 子 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
萬 代 泰 生 委 員                      高 木 法 生 委 員  
岡 山 隆 委 員                      俵 薫 委 員  
坪 井 康 男 委 員                      秋 枝 秀 稔 委 員  
猶 野 智 和 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員  
石 田 淳 司 議会事務局長      大 塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
な し
7. 会議の次第は次のとおりである。

午後1時30分開会

○委員長（荒山光広君） 皆さん、こんにちは。ただいまより、議会改革推進特別委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、これまででの少し経緯を御報告させていただきますが、議員定数に関する事項の分科会におきましては、12月12日開催の特別委員会におきまして、定数を16か17ということで、委員会として取りまとめをさせていただきました。

去る1月9日の議会運営委員会におきまして、秋山議長より、議運に対しまして、議員の定数の諮問を受けました。そして、2月25日の議会運営委員会において協議の結果、定数を16とすることに決定をいたしました。従いまして、今会期中に定数の条例改正の手続きを進めることといたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、さきにかれました議会改革推進特別委員会、議会改革の推進に関する事項の分科会、河本座長さんのほうから報告をお願いいたします。

○委員（河本芳久君） それでは、3月6日10時30分より、全委員出席のもとに開会いたしました審議状況について御報告いたします。

それまでに、ちょっと第1回、第2回、そして3月6日が第3回にあたるわけです。第1回については、どのような視点から改革していくか、その改革事項について協議をし、そして何ぼかの審議事項が挙がりました。

そして、第2回分科会では、政治倫理に関する条例の改定案が提出され、これをひとつしっかり審議してほしいということで、みんなでこれを審議して、一応の素案としてまとめ、これを特別委員会のほうに既に提出し、お渡ししていると。

第3回目については、残された改革の事項について協議していくこと。この改革事項もいろいろ膨大な意見が出ておりますけれども、焦点を絞らないとなかなか審議ができません。そこで、審議をするにあたってお互いに改革に必要な審議事項をまとめてみましょうという提案をしたところ、12月12日開催の特別委員会で政治倫理に関する条例の改定案をもう出し、そして、この案は各党派でそれぞれ検討していただきたいということにもう既になっているので、その検討状況について意見交換または情報交換をしたらいかがだろうかと、そういった要望が出ました。

つきましては、審議する前に、この条例の改定案についての意見交換をしたとこ

ろ、いろいろな御意見が出ました。二、三申し上げますと、条例の改定は慎重に進めていかなければならない。議員各位の理解と同意が必要であり、来年は市議会議員の選挙もあるので、みんなが守れる条例改定が必要という意見が出ていました。

これに対して、制度趣旨をくぐり抜ける自治体が多過ぎるので、議会を正常化するためには、この政治倫理条例をぜひとも制定しなくてはならないという意見が、美祢市だけでなく全国的に高まってきたと。隣の下関市でも厳しい条例案を既につくっている。制定されている。だから、美祢市においても、もう既にそのボールは特別委員会のほうに投げられている。ここでぜひとも審議を深め、採決をとっていただき、議案として提出していただくようお願いする。これが我々の願いだと、こういう強い要望が出されました。

いろいろここでもう論議しても、既にボールは特別委員会のほうに渡っているので、これ以上協議することではなくて、残されている事項について協議していただきたいと、こういうふうに座長提案で審議を進めました。

一応その審議の中で柱となるものは、全員協議会や会派代表者会議の位置づけ、これはもう平成20年の地方自治法の改正の中でちゃんと正式な機関となっているが、これを会議規則等の面で明確にこれを位置づける規程を設けるべきだと、その案も出されました。

それから、会議規則とか申し合わせ事項等についても、曖昧な点が多いと。これらの点で、ぜひとも確認をしていく必要がある。それをいちいちしなくても、規則等で明確にしていく、こういう方向で、またこれも改正案が出されました。この二つの案をたたき台として検討するというございでしたが、時間的にまとめることはできませんでした。

また、請願や要望書等の取り扱いについても、もう一遍見直してみたい、こういう大きく3点の事項についてまとめていくということになりましたが、これはこのたびの6日の分科会では、まとめることができませんでした。次回には、ぜひともこれを取りまとめて、本特別委員会に提案したいと、こういった流れの中で、特別委員会が設置され、最終的にはこの議案としてひとつ条例改正等もなされて、本格的な美祢市の議会改革の姿が見えるように、そういう思いを持っていますので、分科会で今審議して提案したもの、またこれから提案するものについても、ある程度スケジュールを決めて、時間的な面もございますので、エンドレスに続けることは

できませんので、ある程度、いつごろにはこれをまとめ切っていくと、こういう形で、委員会では、もう次回でまとめる。特別委員会として、その点についてもまた御意見を聞きたい、こういう思いでございます。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ただいま、議会改革の推進に関する事項の分科会の報告がございましたけれども、ただいまの報告に関して、何か質問等ございますか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 残念ながら、私こないだの分科会に傍聴することができませんでした。従って、今、座長の報告をお聞きしたところなんですけど、従来から、私が昨年も提唱してきたのは、倫理条例、倫理というのは法律以前の問題なんですけど、過去3年間いろんな、議会に不穏当な発言、あるいは秩序を乱すということになりますと不規則発言、これも私、実は不規則発言をして退場を命ぜられたこともあるわけですが、今後は慎んでいかなくちやいけないなというふうに反省はしております。

しかしながら、そうした議会の秩序あるいは不穏当発言、いろんなことがこの3年間で、議会がいたずらに時間をとった経験があるわけなんです。中でも差別用語だとか不適切発言だとかいっぱいあったんです。この倫理以前の話については、座長さん、何も出なかったんでしょうか。それが1点です。

それから2点目は、私、研修視察についても御提示を申し上げたんですが、これについて何らかの検討を加えられたかどうか。

それからですね。もう一つは、昨年はいろんな自由闊達な意見が述べられないということで、最後には解散請求まで出たんですよ。ところが、そこで一步踏みとどまって、議会の改革特別委員会をつくって議会改革をしようじゃないかと、こういう話の流れだったと思うんです。ところが、今お聞きしたら、会派代表者会議、それからもう一点は全員協議会、これについても今までの申し合わせ事項では、不備だからということだと今受けとめたんですが、私は余り不備ではないとは思っているんですけど、今の2点のことについて、いわゆる基本的なことなんです。この特別委員会がなぜつくられたんかということからしていきますと、今まで3年間の反省、全く論じられてなかったんでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 河本分科会座長。

○委員（河本芳久君） 今、竹岡委員の質問の、まず行政視察について、これは12月10日、行政視察について、公務中の動静の一環であるから、これについてはということでございましたが、これも一応意見として。しかし、既にこれはお互いに襟を正していこう。しかも議会の諸問題に対して、行政視察によってこれを市政の一環に反映していきたい。だから、今までの行政視察の中で誤解を生むような行為に当たっては、これは厳に慎む。そういったことは一切やってはならない、こういう申し合わせをしましたので、これ以上深く審議するというものではございませんでした。

そして、議会における言動、行動については議員の資質の問題、こういうことで盛んに言われたから、資質についてこれ以上どうするということは議論が深まっております。だから、そういった問題の資質の問題としてお互いに襟を正していこうと、こういうことで意見がいろいろ出ております。

以上でございます。

○委員長（荒山光広君） 今座長さんのほうからお答えがありましたけど、よろしいですか。竹岡委員。

その他、座長さんの報告に対する質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、今座長さんのほうから御報告がありました分科会の中で、特に会派代表者会議あるいは全員協議会の規約について制定したらどうかという提案がございました。そのことについては、先ほどの報告で次の分科会でも議論を深めていくということでございます。この件について、全体で何か御意見があったら、今度分科会の参考にするために御意見をお伺いしたいと思いますけど、この件について何か御意見がございますか。よろしいですか。特にないようでしたら、今の件につきましては、また次回の分科会の中でいろいろと議論を深めていただきたいというふうに思っております。

それでは、前回、純政会さんのほうから御提案がございました美祢市議会の政治倫理に関する条例の改正案というものが出されておりました。趣旨説明もされたところでもありますけれども、それぞれ会派に持ち帰って協議をしようということでございましたけれども、その後、それぞれの会派で協議されたと思っておりますけれども、その経過についての御報告があったら伺いますし、また、修正案に対する質問等もありましたら、承りたいと思っておりますけれども、どなたか。どこの会派からでも結構

ですけど。萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 私ども新政会のほうでも、いろいろと改定案というものの内容について議論をしてまいったところでございますが、私は、この会議がどういうところからまず発端が始まって、どういうところに問題があるのかという辺をちょっと話してみたいと思うんですけれども、そもそもは、先ほど竹岡委員さんも言われました。やはり、不穏当な発言から発展をしてまいりました。だから、とにかくここがまず原点であろうと思うんです。であれば、その原点をどういうふうに修正していけばいいのか。

それから、他市とのこの政治倫理条例との比較をして、じゃ、どこをどうしたらいいのかという辺をまとめ上げていったらいいんじゃないかというふうに思っております。わけですが、そもそも、条例改正に当たっては、やはり市民平等というか、我々議員も平等な立場で対応できるような内容にしなければいけないというふうに思っております。

ただ、美祢市の政治倫理条例の中には、地方自治法第92条の2の規定の文言が確かに入ってはおりませんが、これは、これまで先輩方がいろいろと審議をしてこられて、それは法律にあることだからあえてそれを載せる必要はないんじゃないかというふうなことで上がってきてないというふうに認識しております。

それから、この政治倫理を——これからまた皆さんで議論をされるであろうと思うんですけれども、やはり遵守をするためには、じゃあどういう美祢市の条例の中に不足があるのかということ考えたときに、これは下関、それから光、それから山陽小野田市議会の条例と比較したときに、何が不足しているかといったら、やはり議員は政治倫理条例を遵守するために誓約書を議長に提出することということが美祢市にない内容であろうというふうに思います。

しかし、現実、市議会議員というのは市民の負託を得て出ておられるわけですから、こういったことまでは必要ないんじゃないかという部分はあるわけですが、やはり皆さんで決めた条例、規則なりをきちんと遵守をしていく形に持っていかないと、自分はそのには関係ないかというふうなことでやっていったんでは、条例の意味がない。だから、従って、やはり守る——一旦条例を制定したのであればそれをきちんと守ってもらうということが一番大事なことであろうというふうに思っております。

だから、この条例をきちんとこれから整理していく上では、市議会議員に門戸が開かれた内容のものでないと、あまり規制を深くしてしまいますと、今後、市議会議員が立候補することができなくなるおそれもあるというふうに考えております。

私は、以前、この問題が発生したときから、議会だよりの編集委員長を任されておりました。随分と、この議会だよりの第1回目のまとめのときには、随分頭を悩ました経験もあるわけでございます。そういったことで、ほんとに市民が開かれた内容のものにみんなで議論し合ってつくり上げていかないといけない。

それから、議員が守っていかなくちゃいけない基本条例、議会関係条例、それから平成24年5月1日に、あらゆる規則関係書が整備されたものを皆さんお持ちであろうと思います。そういったことを一つ一つ議論をし合いながら整理をしていく必要があるんじゃないかなろうかという考え方です。

新政会としては、そういった方向で進めていく必要があるんじゃないかなろうかという話し合いになったところであります。

○委員長（荒山光広君） それでは、ほかの会派の皆さんいかがでしょうか。はい、どうぞ。馬屋原委員。

○委員（馬屋原眞一君） 政和会の議論の内容を若干申し上げますが、新政会とほとんど変わりませんが、県内7市の条例を一応見させていただきました。検討をいたしました。当美祢市の新しい今の提案されている倫理条例も見ましたが、やはりちょっと比べて、うちの今やりかえようとしている条例につきましては、細々として小さいところまで規定してあるし、そこまで要るのかという話がまず出まして、基本的に地方自治法の92条の2の規定の趣旨を遵守するという部分の文言をしっかり入れて、その規定を守っていくとか、努力するというか、そういう表現が各市の条例に載っておりますけれども、そういう部分でぴしっと条文を入れることによって基本的な遵守しなきゃならない基準に持っていったらどうかということと、もう一つ、先ほどありましたように、やはり議員は政治倫理条例をつくるわけですが、それを遵守するために誓約書等を議長に提出するというものを入れて、一応襟を正すという部分で、やはりそういうものをひとつ規定に入れたらどうかというふうな意見が出ております。

従いまして、現状の先輩方がつくられた政治倫理条例も、特段そんなに欠点があ

るわけでもないし、割と新しくつくられた分で問題ないという大勢の意見でございますけれども、それは突き詰めれば切りがありませんけれども、我々議員ですから、精力的に何もかにもきちっとしなくちゃ、それに書いてなかったらだめだというふうな、ことじゃなくて、やはり地方自治法の規定の趣旨を遵守するという部分で守っていけば十分であろうというふうなことが政和会としての大勢の意見でございます。

以上です。

○委員長（荒山光広君） それでは、共産党さん、いかがですか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 議会改革はほんとに必要です。議会改革は必要ですが、それが定数削減に今回はなってしまったということもありましたが、それは置きまして、議会改革、ほんとに市民の願いが届く、そして市民の暮らしを守っていくためには、それはほんとに必要ですし、議員がそのために働くということも大事です。そして、他市の状況とかも参考にしながらというのも大いに賛成です。

それで、先ほど萬代委員さんが言われましたけど、議員の門戸を、あまり厳しくすると議員の門戸が開かれなくなるというのは、それはどういう意味かとちょっと聞きたいところなんです。

それともう一件ですが、24年でしたか、5月に92の2のこともありまして、共産党申し入れしました。そのときには竹岡議員さんも、この件についてははっきりしたらどうかと言われました。この点については共産党と竹岡議員さんも同じなんです、92の2についてはきっちりとするべきだと思います。

○委員長（荒山光広君） 公明党さん、いかがでしょうか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 常にこういう議会改革で、美祢市議会における政治倫理条例、こういった条例と倫理条例というのはしっかりと協議しながら推し進めていくことは非常に重要なことと思っております。

今、市が全国で812市があります。その中で実際、こういった政治倫理条例をほとんど812市が全市が倫理条例を制定しているかというのと、そうでもない。一体いかほどか。812のうち制定しているのは305市ということで、500市はまだ制定していない状況。お隣の山口市もまだ倫理条例は制定していないわけです。今回、いろいろ、薬等を議員が所持していたということで逮捕されたりとか、そういった事件性があつたところというのは、長門市もそうですけれども、倫理条例



というのが制定されている経緯が多いです。特に大きな問題が起こっていないというところの市というものは、政治倫理、もう当たり前のことであって、それをあえてそこまでしなくていいという、そういった市がかなりある。

だからといって、いろんな問題等を今、今の時代における議員の倫理というものをやっぱり条例でちゃんと培っていかんといけんということで、少しずつふえているのはふえていると思っています。

現状が812のうち、305ほどが今制定ということであります。美祢も3年前に制定したわけでございますけれども、美祢市の制定の中に、今後、下関、長門、周南、そういうところで、美祢市にとってもしっかりと運用していくことも大事。あんまり縛り過ぎて、車もそうですけれども、車のハンドルというのも、遊びがなかったならば運転、真っすぐ車がいけないように、そういったところのものはきちっと取り決めをしながらしっかりと深めていくということは大事と思っております。

その中で、先ほど萬代委員が言われましたように、そういう案件については大事なことと思っ、そういったことを入れなくちゃならない。

また、この政治倫理条例を今後深めていって、そしてそれに違反するところの――遵守義務に違反する行為があった場合の措置として、議場における議長の注意、謝罪文の朗読、議会の特別委員会の辞任勧告、議員が就任している職で議長が特に定める職の辞職勧告、議員辞職勧告などあります。こういったところのものも条例の中にきちっと盛り込んでいいんじゃないかと、このように思っております。

まあ、しかし、拘束力はないということで、懲罰委員会でも委員で決めたことが守られないということもありまして、こういったところも入れても、なかなかそういった守られないというか、もう議員の、要するに議会改革、議員の質と言われてますけれども、そういったところを見ていくと、いずれにしても、拘束力のない点もありますけれども、それは市民の皆さんが判断することであって、いずれにしてもこういった遵守義務に違反する場合のこういった措置というものはきちっと入れ込んでいく、こういったことも必要ではないかと思っているところでございます。

基本的には、今美祢市ができている部分に山口県各市における、今7市が制定しておりますけれども、そうしたところのものを今美祢市よりも少し厳しい視点で盛り込んでいくことが必要と、このように考えているところです。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 今あらかたお伺いしましたけれども、提案されたほうの会派の皆さんで、何か補足なりありましたらお願いしたいと思いますし、きょうはそれぞれの違いも今あったと思いますけれども、その点についていろいろ議論していただけたらと思いますけれども。どなたからでも結構です。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私どもは、この政治倫理条例改定の提案者ではありませんが、理解をしておりますので、そういう立場から、今話を踏まえまして意見を申し述べたいと思います。

先ほど萬代委員さんは、そもそものこういう問題が議論されるという出発点が不穏当発言にある、こういうふうなお話をされました。しかし、私は、この美祢市の市議会議員の政治倫理条例を改定しようじゃないかという出発点といたしますか、そもそものスタートは、やっぱり私は、市議会の基本条例の第18条にこういうのがあります。あれば参照していただきたいんですが、その18条が議員の政治倫理という条文です。この中で、こういうふう規定されています。「議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない」、こういうふうに定めてあるわけです。

私は、今回の政治倫理改定のそもそもの原点といたしますか、出発点はここにあると認識しております。

それで、倫理性を常に自覚してこう書いてあるんですけど、倫理性って何か辞書を引いても何かよくわからないんですが、要するに、例えば政治家などの場合、その行動する際の規範といたしますか、模範といたしますか、このように理解すればいいんじゃないかろうかと思えます。だから、絶えず、私どもも一応、地方議会といえども政治家の一員だろうと思うんですが、行動する場合は、絶えず倫理性というものを頭に置いてやらなきゃいかん。大事なことは、市民の疑惑を招くことがないように行動しなければならん。ここが一番ポイントだと思います。

そういう意味で、不穏当な発言がそもそもの出発点だとおっしゃるのは、市民の観点からそれに見えたんならそれはそれかもしれませんが、私は、やっぱり議会の中でのいろんな議論とかやりとりは、札幌高裁の裁判例にもありますように、少々は激しい言葉でやりとりしたって、それは当該議案の審議においての、途中での発

言であるならば、それは相当程度まで許容されるという裁判例もあります。だから、その点では、おっしゃるような不穏当な発言がどうのこうのとおっしゃるのを、ちょっと私は視点が違うんじゃないかなと思います。

それで、その上で、じゃ何で92条の2の問題が議論されたかということなんですよね。これも盛んに、一番おっしゃっているのは竹岡委員さんなんです。何で俺だけがこの問題でやられるのかというようなことから、とにかく92条の2をしっかりと議論せえと、議会ではっきりさせろと、こうおっしゃっているし、それから、議長も、それはそのとおりだねって、やれよやれよと。何ぼでもおっしゃっております。だけど、結局それ言いつ放しで、今まで一つも、じゃまともに議論したことがない。私は、やっこの議会改革推進特別委員会で真正面からその問題に取り組む、そういう機会が来たな、このように私は思っているわけでございます。

これまでの議会改革推進特別委員会においての話を、私、この会議録を全部見直しました。逐一見ました。それから、この3月6日のあれはまだ会議録が出ていませんので、ビデオを何回も何回も繰り返し私見ました。そうしますと、何か誤解があるような気がしてしようがありません。というのは、簡単にいいますと、この美祢市の政治倫理条例の中に、92条の2の規定をあたかも厳しくして取り込むかのような発言をなさっている方がいるんです。これは私は、大変大きな考え違いじゃないかなと思うわけです。

なぜならば、この地方自治法の92条の2、平たくいいますとこういうことなんです。市議会議員さんは、個人である場合は、たとえ受け取る対価が1円であっても市との請負契約や業務委託契約を結んではならんということですよ、まず第1点。個人の場合は1円たりとでも市と契約してはならん。それから、議員たるものは、市との請負や業務委託を主要な業務とする特定の会社の役員になってはならないと、こういう規定です。92条の2は。

それで、皆さん、92条の2だけをおっしゃるけれども、実は、この規定は次に、地方自治法127条というのがあります。これは失職及び資格決定という項目です。それで、こう書いてあるんです。「議員が法第92条の2の規定に該当するときはその職を失う」と書いてあるんです。この92条の2のほうと127条をセットにして考えれば、これ大変重たい、厳しい規定なんです。皆さんは、この127条のことをおっしゃらんから、何で92条の2だけ見てひとり歩きしているような感じが

しますけれども、これ、ほんとに92条の2の規定に議員が抵触すると判断されれば、直ちに失職する。大変に厳しく、かつ重たい条文なんです。そのことを皆さんどうも御理解なさっていないんじゃないかなろうかと思っています。

しかし、これは、92条の2というのは重たい、今のように失職するというとっても重たい罰則が規定されているものなんです。これ、ぜひその点をまず考えていただきたいんです。ですから、こういう重たい罰則を美祿市の政治倫理条例の中に取り込むなんてことは全く無縁のことです。そういうことじゃないんです。ここを皆さん、いいでしょうか。何か出発点において、そもそもとんでもない誤解があると思いますよ。

細かいことは申しませんが、要するにこれは市議会議員の政治倫理、こういうふうな心構えで、市民の疑惑を招くようなことはすまいねという規定なんです。一番市民の疑惑を招きやすいのは、議員が市とのいろんな契約関係にある。この場合、何か市民の皆さんが、おかしいね、おかしいねって。あんなことをしていいんじゃないろうかと。またそういう疑惑を招きます。それから、さらに市と契約関係があれば、議員というのはやっぱり、それなりの地位に基づいて影響力があるんです。自分の契約が有利になるように、市に、執行部に働きかける。これ普通の人間だったら当たり前だと思います。だから、そもそも議員たるものが市と契約関係にあること自体が、もうそのこと自体で市民から大変な疑惑を招く。だから、そういうことがないように政治倫理の規範として、模範として、市との契約関係があるならばそれは、議員を続けたいんならば辞退するように努めようねという、そういうことですよ。

だから、契約関係にある人が直ちに失職じゃないないんです。あくまでも努力規定なんです。心構え、そのようにやってみましょうねって、そういう規定なんです。ですから、これ政治倫理条例は92条の2の上乗せ条例でもなんでもありません。そここのところを皆さんよく御理解いただいてないんで、もう一遍、今私が申し上げたことに対して皆さんの御意見をお聞きしたいです。細かいことはいっぱいまだありますけれども、それはちょっと省かせてもらいます。後で言います。

○委員長（荒山光広君）　ただいま、改正案の中の92条の2の扱いについて御意見がありました。先ほど、各会派の報告の中にも92条の2を遵守するという条文をという話もございましたけれども、この件について何か皆さん御意見があればよろ

しくお願いいたします。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 今のお話に関連して92条の2ということで、新しく提案された条例ですと第3条あたりがそれに関連してくるところだと思います。

今の坪井委員のおっしゃるとおり、92条の2に関して、上乘せではないという話でございましたので、それと、先ほどまでの各会派の皆さんの意見を聞いて、92条の2を尊重するという部分では皆さん共通していると思いますので、この3条自体、すごく単純にこの中の文の「第92条の2の規定の趣旨を尊重する」、で十分ではないかと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほど、三好委員からも坪井委員からも名前が出たんで申し上げたいと思います。

確かに、私は、この期の始まったとき、最初の議会で、いわゆる坪井議員から、議員の資格がおかしいんじゃないかと。いわゆる92条の2に抵触しているんじゃないかと、こういうことが発端になりまして、最後には最高裁までいったわけです。そのときに、私が常々申し上げていたのは、倫理条例を改正されたらどうですかと、きっちり92条の2というのを議論されて入れられたらどうですかと言いつけてきたんです。確かにそのとおりです。私も、従って、92条の2を入れ込んでいいと思うんです。いけないと言っているんじゃないです。

ただ、地方自治法にも92条の2はきちっとされていますし、さっきおっしゃった議員資格剥奪の条例もあるんです。127だったと思います。そこにちゃんと明記されています。これも事実です。そういう上位の法律があるわけです、自治法が。その中で倫理条例をどうするか。これは請負契約、委託契約と書いてあります。坪井委員がおっしゃるのは、税金を、少なくとも議員がもらうようなことは、そうした契約をしてやるようなことは、倫理上、やめようねと、こういう趣旨だろうと思うんです。私もそうだと思います。

ところが、予算委員会のおきもあつたでしょう。補助金がなぜか知らん！書いてないんです。補助金を早よう出すかどうかとか、増額したらどうだとか、ことしはふやしてもろうてありがとうございました。恥ずかしかつたです、私は。議員がやるべき言葉じゃないです。そういうものも一緒にやめましようと言いたいんです。わ

かりますか。

坪井委員さんがおっしゃる税金を委員が受けて、補助金であろうと委託契約であろうと、まだ委託は対価を払います。請負契約も対価を払っているわけです。だから、立場を利用して有利に持っていかないようにというのが大きな理由だろうと思うんです。にもかかわらず、予算委員会では出たでしょう。記憶にないですか。私は恥ずかしかったからちゃんと覚えています。

だから、こういうことは議員はやめましようやということなんです。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 今、92条の2についていろいろお話がありますけれども、いいですか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の竹岡委員さんの御発言の中で、最後のところは、税金がどうのこうのと言われたんですけど、私、意味がわからないんで、もっとわかりやすく説明してくださいませ。

○委員長（荒山光広君） 税金というのは、市がいろいろ支払われるのは市民の税金からという意味じゃないかなと思いますけれども。いいですか。河本委員。

○委員（河本芳久君） 今の補助金等の制度利用についての対応について、議員が云々と言われましたけど、これちょっと、そこまで、これは請負じゃなくて国の制度事業、例えば中山間地の事業であろうし、それから米価の補填の制度事業、そういった国の政策の中で執り行っている事業に一切関わるなということのようにも聞こえたから、私はちょっと、この92条の2の制度事業云々という、兼職兼業と、これはちょっと違うんじゃないかと、そういう思いを持っているからちょっと補足しておきます。

○委員長（荒山光広君） ほかにございませんか。

今、提案の改正案の中で——先般いただきました。その中で、先ほどのお話では、第3条の恐らく2の項にあたると思います。赤字でずっと書いてございますけれども、この部分で、片方では92条の2というものはもう既に上位法で規定をされておるので、あえて政治倫理条例の中で詳しく書くことは必要ないんじゃないかなという御意見だったんじゃないかと思っておりますけども、この点についてもう少し御意見があればお伺いしたいと思いますけど。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 確かに、この美祢市の改定案3条の2です。これ1項、2項

3項あります。これが一番メインなんで、あとはちょっとつけ足し的な事柄なんです。結局この3条の2の第1項にはこう書いてあるんです。地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重しと書いてある。趣旨は先ほど申し上げたように、1円たりとも個人だったら議員は市と契約しちゃならん。それからまた、主として市との契約が主として主要な業務になっている場合は、そこの役員になってはならんという規定ですよ。

だから、その趣旨を尊重しというのはどういうことかということ、そういうものは市民に疑われるから、あの議員さん市と契約している。何かいいことしているんじゃないかと。間違いなく市民の皆さんはそれを思われるから、だけどしちやならんという条例を決めたら、これは上乘せ条例になりますから、そうは書いてないんです。こう書いていますよ。趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約、下請工事及び委託契約、指定管理者も含まれているんですよ、これ。を辞退しなければならないという規定ですよ、第1項は。それでこれが1項です。

2項に該当する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため——これ大事なんです。市民に疑惑の念を生じさせないために、責任を持って関係者の辞退届を提出するように努めなければならんとなっています。これは、努力規定なんです。議員の。

ですから、何でもこういうあれが全国的に多いかといいますと、この92条の2の制度趣旨、何回もいいますけど、それをくぐり抜ける人たちが非常にふえたから、それで非常に市民の疑惑を招くということがふえたから、それで新しいこういう広島県の府中市の最高裁でも、これは合憲であるという判例が出ましたんで、それを取り入れていこうねという、要するに市民の疑惑を招かないというのが一番の根底なんです。

先ほど、こういうのを規定すると、何か議員になる人の門戸が狭まって、なりてがないというような感じのこともおっしゃったけど、それはまるで見当違いの話です。議員になっちゃいけないとは一つもないんです。ただ、一番、議員たるものは影響力があるから、市との契約はしないよねという、そういうことだけなんですよ。

それから、これは単に辞退しなきゃならんでしょう。それで、第3項は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任を持って関係者の辞退届を提出するよう努めなければならんとなっています。もう全てが市民の疑惑、市民の疑惑、そういう

ものを生じさせないために、議員たるものはクリーンでありたいね、そういう規定がこれ根幹なんです。何も議員になる人の門戸を狭めるとか、そんなことでは全くないということです。

だから、具体的によく条例の案をごらんになればわかると思います。

結局、3条の2というのは、要するに、どうしてもこれ判例の趣旨を見ますと、議員の職務執行の公正さが害されると。市と契約関係にある場合は。それは、否定しがたいというんです。それから、二親等内の親族企業が市内の工事等を受注することは、それ自体が議員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信感を招くものと言えるという、判例の中にもこういうことがつらつら書いてあるんです。だから、そういう、要するに市民の疑惑です。

美祢市の皆さんは、非常にマイルドな方ですから、あんまり議員がどうのこうのとおっしゃらんけれども、心の中では、やっぱりそういう疑惑を持っておられるんじゃないでしょうか。だから、そういう疑惑を持たれないように、きちんとしていってね。

市との契約、請負、それが一番市民の疑惑を招くことだから、このことを政治倫理条例の中に取り込みましょう。それが全てです。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他、御意見ございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 会派純政会の一員としまして、このたびの政治倫理条例改正案を提案した状況ということを理解していただきたく、発言させていただきます。

議員やその親族が関わっている会社などが市の発注した事業などを請け負ったり委託を受けることについては、昔から住民の方が、どうじゃろうかという素朴な疑問を持っていたと思います。別に法の規定を知っておるわけでもないと思います。それは、事業や物件購入などの予算を審議して、関連な情報に接した議会の議員が、今度は一般市民の立場になって市と契約するということでもあります。そこには、市民の方は行政の公平性はどのようなものかという思いがあるのではないかというふうに思います。

市民の方が議員が市の事業の契約などに関わることに頭をかしげるのは至極当然ではないかというふうに思うところです。やはり、議員は誰から見ても公平公正な立場で活動するというのが基本です。この基本があやふやですと、行政にあらぬ疑



問が投げかけられるし、行政への不信感などとなってあらわれてくるのではないかと思います。

このような考え方からではないかと思いますが、やはり全国の市町村で、期せずして議員の請負などに関する政治倫理条例が制定されてきました。基本である行政の公平性や透明性を確保するということだと思います。

広島県の府中市では、議員の親族が経営する会社と市が請負などの契約をすることを制限した政治倫理条例は憲法違反とのことで訴訟が起こされました。が、最高裁において、昨年5月、議会の公正な運営と市政への信頼を確保するための正当な規制であり合憲という判断が下されました。裁判官の全員をもってです。

この判決以降、大きなうねりをもってというふうに感じておりますが、全国の市町村で政治倫理条例が制定されてきたような気がいたします。全国の議会で、この悩ましい問題について最高裁の判断が下されたからと思います。

隣の下関市も、やはりこういう悩ましい問題があったということからと思いますが、条例を制定しております。

市政への信頼が地域振興の土台、基礎だと思います。議会の基盤をつくるものではないかというふうに思います。この条例を制定することで、真に議会は美祢市の振興を考えているということを市民の皆さんに示して、今人口減少など美祢市には課題が山積しております。ということで、信頼の基盤をつくらなければならないという思いで、純政会とし提案をしたところですが、やはり、ここで新しい時代に踏み出さなきゃいけないというふうな思いを持っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ほかにございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 地方自治法92条の2では、議員の請負禁止について規定されており、今回、私たちが提出しました美祢市議会議員の政治倫理に関する条例では、第3条の2において、先ほどから出ておりますように、市の契約に関する遵守事項として、市の工事等の請負契約、下請工事及び委託契約、指定管理等の辞退を改定案として提案しています。

これは、議会の公正な運営や部局の公正な職務執行を確保するためのものであり、政治にかかわるものに対しては高い職業倫理と、それに基づく行為基準が求められると思われるからです。

この政治倫理条例改定案は、住民に疑惑の念を生じさせないための外観を確保しようとするものであり、罰則規定を定めているものではありません。議員となり得たものは、市の請負契約等に制約があるということであり、必ずしも会社の取締役社長が議員であってはならないということまで制限したものではないと理解しています。

山口県内でも、下関市、光市では、この地方自治法92条の2に基づく政治倫理条例を制定しており、全国的にも広がる傾向にあります。下関市では1人か2人の反対があったようで、あとはみんな賛成で決まったというようなお話も聞いております。

世界ジオパークや国際交流、交流拠点都市を目指す美祢市です。クリーンで日本全国や世界に誇れる開かれた議会になっていかなければならないと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ほかに御意見ございませんか。猶野議員。

○委員（猶野智和君） 今、提案者の皆さんから御意見を聞きました。

先ほど、坪井委員のほうから、92条の2を上乗せするような話ではないということではございましたが、提案者の話を聞くと、どうしても上乗せをしたいという、この条文にそのまま出ておりますけど、そのあたりの意思を感じるんですが、このあたりはどうかと。もしそういうあたりがポイントであるならば、その上乗せした部分をちょっと掘り下げて質問をしたいとは思いますが、そのあたりはどうでしょうか。提案者のほうに。

○委員長（荒山光広君） いや、どうぞ。自由闊達な議論ですから。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 上乗せ条例と普通いいますのは、ここから来ているんですよ、憲法94条というのがあるんです。どう書いてあるかというのと、こう書いているんです。

「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する規範を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と書いてある。だから、法律の範囲を超えたものが上乗せ条例ということになるんですよ。いいですか。それ御理解できますか。

じゃあ、92条の2の法律の範囲とはじゃ何か。それはさっき申したように、もし議員が、市と契約があつて、その契約の対価が1円だった。それでもだめってい

うんです。その次に、市との契約でやる事業が主とした事業になっている。これおわかりになるでしょう。主として同一の工事をするって難しい表現になっているからわからないんですが、市との契約がその会社の主要な業務になっていると。そのその会社の役員になってはいかんと規定されている。これが92条の2の条文そのものの意味です。

それで、もしそういうものが確かに1円であっても契約しておったよということになると、それだけでもう失職なんです。92条の2は。それは御理解できますか。

問題は、会社の役員——主に市との契約がその会社の主な事業になっている、そういう会社の役員になってはいかん。これ役員ですからいろいろです。代表取締役から取締役から監査役から何やかんやいっぱいあります。もう全部です。清算人まで書いてあるんですよ。だから、要するに役員一切合切だめということです。ところが、会長ならいいという議論があるんです。会長は役員じゃない。つまり代表権がない会長のほうがいい。こういうものが、しかしその会長とか実質上はその会社がちゃんと牛耳っているんです。形ばかり。そういうもの、それが92条の2の趣旨を潜脱といいます。くぐり抜ける。それを防止するためこういう条例をつくるということですから、上乘せ条例でもなんでもないので、これ。心の問題。政治規範の問題。そういうことを申し上げているんですよ。

まだ御理解が難しければ、もっと言っていただければうまく説明しますが、これ以上私みやすうよう説明せんけど、どうでしょうか。言ってください、質問があれば。

○委員長（荒山光広君） いいですか。猶野議員。

○委員（猶野智和君） それでは、まあそのあたりで、上乘せかどうかはこのあたり置いておいて、それでは、どうしても3条の2、今までなかった92条の2でははっきり書いてなかった部分がございます。これが大きく分ければ最初の1行目に出てくる「二親等以内」というところと、あと前文で、「辞退しなければならない」ということで、これ「1円たりとも」ということだと思えます。

今までの92条の2だけの解釈ですと、本人だけ、ゼロ親等であったということと、あと判例からいうと50%ということだったと思えます。ここを大きく二親等まで広げて、1円たりともというものになっているわけですが、ここでまず、なぜ二親等なのか、ゼロではなくて、一でもなくて三でもなくて、なぜ二なのか。

それと、先ほど1円たりともとありましたが、先ほどほかの委員さんからも話が出ましたが、請負契約、下請工事及び委託契約、指定管理だけで、なぜここに補助金は入れないのか。補助金はセーフで、市からの補助金など、先ほどの公的資金という意味では同じ範囲、一般市民から見ての疑念という点では別に差はないものだと思うんですが、請負契約はだめで、補助金はばんばん受けても特にこの法律にはひっかからない。その明確な線引きですね、そのあたりのお話をお聞かせいただければと思います。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） まず1点目の、なぜ二親等かということです。これは……。

（「提案者に」と呼ぶ者あり）いいじゃないですか、疑問に答えりゃ誰だっていいじゃないですか。（「提案者に」と呼ぶ者あり）いやいや。

○委員長（荒山光広君） 提案者にとということです。（「だけど、それは今疑問があるから誰でもいいじゃないですか、疑問に答え……」と呼ぶ者あり）今手を挙げられましたんで。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 提案者の純政会ですが、二親等ということでございます。これは提案ですので、三親等にしろと、猶野さん、もう少し広げたほうがいいというのであれば三親等にしても構わないわけですけれども、この二親等というのは兄弟までということで、やはり血のつながりが強いところ、どうしてもそういったところで有利に働くんじゃないかというようなこと、また、他の市の条例を見ますと、やはり二親等か一親等というふうになっておりますが、より広い範囲でということで今二親等ということでございます。

それから、補助金はどうかということでございますが、先ほど河本委員からも言われましたけれども、確かに美祢市単独の市の補助ということに関しては、猶野さんが言われている補助金も入れてもいいのかなというふうに私も思います。しかし、国の制度趣旨、国や県が決めた補助要綱を市を経由して入ってくるものも多々あるということが今現状じゃないかなというふうに思います。だから、補助金をひとくくりにして入れるというのもちょっとその辺は難しいことが起きるかなというふうに思っております。その辺は議論の余地があるということで、基本的に今までの皆さんのお話を聞いていると、この条例に対して反対という意見ではなく、賛成の方の発言で、こういうところを訂正したほうが良いというような内容だというふうに

今聞きながら受けとめておりますので、修正点、もう今言われた、もうちょっと厳しくしたほうがいいんじゃないか、補助金を入れたほうがいいんじゃないかと言われるのであれば、その辺の訂正も可能ではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の答え、ちょっと若干補足させてください。

なぜ、ゼロ親等じゃなくて二親等かといいますと、やっぱり親子、兄弟、一番92条の2の制度趣旨、基本は、議員たるものは市民から疑われるから市と契約しないようにというのが趣旨なんです。ゼロとか1とか2とかの問題じゃないんです。

一番問題が起きるのは親子よりも兄弟が多いんです。自分の兄弟が市と契約関係にある。例えば兄貴が市議会議員をしている。そういう場合はやっぱり市民から見ると、弟のために議会でいろいろ妙な、不正な、不適切な議決権を行使するんじゃないのかと、こういうことなんです。意味は。で、それが努めねばならんということであって、契約しないように努めねば、辞退するようにしなきゃいかんというんであって、しなくて全然罰則がないんです。92条の2のように、127条のようにないんです。そこが一番ポイントなんです。だから、結局これは努力規定なんです。だから、努力規定に反したって、別に議員を続けたって、ちっとも構わないですよ。だけど、最後は、そういう方が市民に知れるわけです。あの人は条例の趣旨に反しているねって。だから、最後は市民に御判断をいただくんです、そういう議員さんでいいですか。それが罰則です。罰則と言え。これよく理解してください。大事なんです。市民の反応、私どもは市民に選ばれて議員になっているわけですから。市民の皆さんに、そういう議員でいいですか。詰まるところはそこが最終判断ということなんです。

それから次に、何でじゃ補助金というけど、補助金というのは理解されてないんですけれども、これもちゃんと地方自治法に書いてあります。補助金って何ですか。反対給付を要求しない一方的な給付、これが補助金です。

今ここの契約というのは、市との契約ですから、相互契約です。お互いに契約に縛られるんです。だから、補助金がこの対象になるなんて全くナンセンスな議論なんです。一方通行なんです、補助金は。相互契約じゃない。相互の義務がないんです。だから、そんなとんちんかんな議論は私やめてほしいと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 久々にとんちんかんという言葉が出たんですが、私はちょっと違うと思うんです。委託契約、それから請負契約、いずれも今坪井さんがおっしゃったとおりで、それによっていわゆる役務を提供しなくちゃいけない。これが契約なんです。補助金は違うんです。全くおっしゃったとおりです。一方的なんです。何も求めないんです。だからこそ大事だと私は思っています。それは、今度は市民の皆さんの判断です。

それから、私も猶野委員の意見に賛成なんです。あえていろんなことを掘り下げんでも、92条の2を遵守すると、これだけでいいと思うんです。何となれば、地方自治法上、127条で失職とはいえ、議会の3分の2以上のあれがないとできないんです。それに法律が定めてあるんです。最終判断は我々この議会で、それぞれの手法でやりなさいというのが趣旨なんです。ですから、そんなに、これを入れたらいけないとか入れるべきだという議論をするより、私は終始一貫ずっと言い続けてきたのは、92条の2を入れてくださいと、それだけでいいんです。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他ございませんか。——いいですか。

時間がちょっと1時間回っておりますので休憩したいと思いますのですが、その前に、ちょっと一つお願いですけれども、提案理由の中にも出てまいりますし、話の端々でいろいろ出ておるんですけれども、府中市の政治倫理条例の制定に関して最高裁の判決があったというお話が随所出てくるんですけれども、市民の皆さん、なかなかわかりにくいと思うんです。どういった判決なのか、兼業がいけないのか条例がいけないのか、その辺が誤解を招いてはいけませんので、どういった判決が出たのか、府中市の場合はどういった条例を制定しているのか、その辺を休憩後にちょっと正確な説明をいただきたいというのと、確かに政治倫理条例、先ほど岡山さんが言われましたように、812市の中で25年の12月末現在で305市であります。この毎年12月で集計をされますけれども、26年、昨年12月末の集計はまだできていないようですけれども、確かに増加傾向にはあると思います。ただ、この判決が出たから条例がたくさんできてきているというのはちょっと語弊があるんじゃないかなと思います。

というのが、下関市は、制定されたのは平成23年です。確かにこの12月で条例の改正はされております。改正はされておりますけれども、その内容については1字の違いなんです、条例の中の。だから、判決が出たからといってよその自治体が、地方議会がそれをもとにできてきたというのは、ちょっと市民の皆さんに誤解を与えるんじゃないかなと思いますので、正確な情報をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3時まで休憩したいと思います。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

○委員長（荒山光広君） それでは、休憩前に続き、委員会を再開いたします。

先ほど休憩前に申し上げましたこと、どなたか説明ができれば。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 休憩前に委員長が言われました府中市の随所に出てくる最高裁までいった判決の事件概要とその判決の主立ったところを簡単にかいつまんで御説明させていただきますが、事件の概要ということで、広島県府中市の市議会議員であった方が府中市議会議員政治倫理条例の4条3項の規定があります。その中の「市の契約に対する遵守事項に該当する議員は市民に疑惑の念を生じさせないため、責任を持って関係者の辞退届を提出するよう努めなければならない」という条例に違反したとして、同僚議員さんから、議員らによる審査請求、市議会による警告等をすべき旨の決議、議長による警告等を受けたため、その方がそういった警告を受けたため、同条第1項及び3項の規定のうち、何に受けたかという、議員の二親等以内の親族が経営する企業は府中市の工事等の請負契約等を辞退しなければならない。当該議員は、当該企業の辞退届を徴して提出するよう努めなければならないというところを違反したということで警告を受けたというのが事例です。

そして、その方が、この条例は憲法違反で無効だという訴えをされました。議員活動の自由や経済活動の自由、憲法21条の1項に抵触する。侵害するものであって、無効であり、この条例、府中市の条例は憲法違反であるという旨の訴えを起こされたということです。

さきに言いました府中市の議会議員の条例は、今回美祢市が、純政会が提出いたしました案とほぼ一緒の内容でございます。

それに対して、最高裁の凡例でございますが、府中市のその警告を受けて、憲法違反であるといった判決を退けて、府中市議会の政治倫理条例の二親等規制を合憲とされたということでもあります。

本件の趣旨を簡単に言いますと、本件は、規定による二親等規制の目的は、議員の職務執行の公正を確保するとともに、議員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保することにあると解されて、これは合憲であるというような最高裁の凡例が出たということでございます。

大まかに簡単に説明いたしました、筋はそういったところでございます。

以上です。

**○委員長（荒山光広君）** 今判決の概略、また事件の流れについて説明がありました。なかなか概略ということで、まだまだ奥の深い部分もあるんじゃないかなと思いますけれども、そもそも政治倫理条例は、先ほどどなたかも言うておられましたけれども、倫理の問題ですので、それぞれの議会で決めていくもんだということでございます。そのために、先ほどありましたように812市の中で、現在、ちょっと期限はずれますけれども、三百何市、約40%ですか、制定されております。

美祢市も平成23年に基本条例策定のときに——制定のときに、この政治倫理条例も制定してやっております。ですから、全国的に見ても決しておこなっているということではございません。むしろ進んだ状態に来ておったんじゃないかなというふうに思います。

その中で、もう少し踏み込んだ部分があればということで今回こういったことになっておりますけれども、今後、せつかく改正案も出されておりますので、きょうは3条の2の項でいろいろと議論いただきました。時間も余り遅くなってもあれです、きょう出された全般について、ほかに御意見があれば伺っておきたいと思えますし、前回、分科会の中の中でも言いましたように、やはり市議会の皆さんの大方の合意を得て決めなければ意味がないということで、いろんな意見を出していただきながら、またこれから各党派等で、きょう出た意見をもとに、もっとこうしようというふうな話もあろうと思えますので、きょうは出された提案の全般について、また御意見を伺って、それをもとにまた各党派等で協議をしていただきたいと思いますけれども、全般的に御意見、もしございましたらお願いいたします。西岡委員。



○委員（西岡 晃君） 前回の分科会でも委員長にちょっとお聞きしたんですが、やはりこの政治倫理条例を制定する、しないにかかわらず、こういった問題ですので、来年、美祢市議会の改選がありますので、余り引きずって結論をおくらせるわけにはいかないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のスケジュールだけをはっきりさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（荒山光広君） 同じような意見ですか。（発言する者あり）違う。

スケジュールということですが、先ほど言いましたように、いろいろ議論を深めていくことが大切だろうと思います。新たに制定するのであれば、来年の選挙のことも考えればということもございますけれども、改正案でございますので、先ほど言いましたように、これは多数決でやるような問題でもないと思います。やはり大方の皆さんの同意がないと、それこそ意味がないと。倫理の問題ですので意味がないと思いますので、もう少し議論を深めていただきたいというのが思いです。

6月ぐらいにある程度の方向性が出ればいいなと私も思っていますけれども、今からの皆さんの議論の深まりぐあいによるんじゃないかなというふうに思っております。俵委員。

○委員（俵 薫君） ちょっと話を戻すようで申しわけないんですが、先ほどから下関のことが大変たくさんお話が出ております。私、1年に何回か下関の議員さんとお会いする場面がありまして、ことしも2月の半ばだったと思うんですが、会が始まる前にちょっと2人で話をしておりました。下関市はどうされていますかということをお尋ねしたら、92条は織り込んでおりますと。その当時、先ほど委員長が言われました四、五年前ですか。その当時、その92の2に抵触される議員さんが19人おったと言われるんです。それでも、先ほど山中委員さんが言われたように、余り反対はなかったよということです。

じゃ、今はどうなんですかとこの前聞いたんです。今は1人だと。19人が1人になった。この方も今期をもってやめられるはずだから、下関はゼロになるよというふうにお話をされました。これが今ほんと、時代じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他御意見。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほどの荒山委員長のお話によると、6月に方向性を出す。

これはちょっとおかしいと思いますよ。だって、分科会が二つあって、議員定数のほうはこの3月で決まる。それから、もう一つのこの92条2を中心にしてまだいっぱいあるんです。それで、6月以降もまだ延長しておやりになるなら私は賛成ですけど、もう6月で終わりです。にもかかわらず、方向性を出すじゃ、私はおかしいと思う。

さらに、全会一致じゃないですよ、これ。立場が違うんだから。委員長のお考えは、私はちょっと議会制民主主義に反すると思う。だから、はっきり6月定例議会ではもう採決すると言ってください。そうしないと私、場合によっては何かしますよ。

こんなのおかしいですよ。だって、さっきのように、どなたかおっしゃった。この条例が通れば門戸が狭くなる。議員になろうという人が出れなくなる。そういう議論があるんですから、もう来年ですよ、選挙は。可及的速やかにこれ成立させるべきです。全会一致というのはあり得ない。おかしいですよ。

そりゃ、できるなら全会一致でやっていただければ、それにこしたことはないけれど、こういった議案で全会一致は私はあり得ないと思っています。それぞれ意見が違うんですから。ぜひお願いいたします。

さっきのスケジュールのあれでは、私はちょっと納得できません。

**○委員長（荒山光広君）** 今、スケジュールの件ですけれども、冒頭、昨年9月にこの特別委員会が設置されまして、1年を目途にという当初の話でございましたが、前回、いつまでもだらだらやってもしょうがないからということで、なるべく早目の3月あるいは6月というふうなことを申し上げました。

しかし、今全会一致と言われましたけれども、私は全会一致にはなかなか難しいと思います。大方の合意ということですので、議会在そんな多数決で真っ二つになって採決するようなことではないというふうな意味で申し上げました。

ですから、6月にやって、きょう出たいろんな意見をそれぞれの会派でまたもんでいただいて、みんなが守れるような政治倫理条例に持っていかなければいけないということですので、そこはちょっと慎重にやっていかなければいけないんじゃないかという意味で申し上げました。

ですから、6月に大方の皆さんの合意が得られるような案がまたできればそれで決めてもいいと思いますけれども、先ほど言いましたように、採決をして真っ二つ

になるようなことは私は避けたいということでございます。そのための特別委員会ですので、いろんな忌憚のない意見をいただきながら、それこそ落としどころをちゃんと見つけていかにやいけんと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他全般について、何か質問、御意見等ありますか。——よろしいですか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） これ12月の特別委員会で提案されたことですよ。きょうじゃないですよ。にもかかわらず、こんな程度ですよ。これ以上もう3カ月やって何が出るんですか。委員長のお考えはちょっと甘過ぎる。こんなもんじゃないですよ。あなたの話を聞いていると、もう嫌だ嫌だと、こんなのせんという、そんなふうに聞こえますよ。おかしい。こんなことあり得ない。大方っちゃ、じゃ何人ですか。言うてください。そうでないと私納得できない。大方ってないですよ。大方が多数決じゃないですか。はっきり言うてください。

○委員長（荒山光広君） まあ、ですから政治倫理条例というのは、議員が守らなければならない条例です。ですから、皆さんが守れるようなものをつくっていかねばいけない。極端に言えば、私今の政治倫理条例のままだでもいいと思っているんです、極端に言えば。しかし、時代の流れもありますし、92条の2の件もいろいろ入れちゃどうかという意見もありましたし、そのいろんな周りのことも勘案して、改正すべきところは改正すべきだろうということでこの特別委員会の中で話が出てきてまいりました。そして、改正案もせつかく出されておりますので、これをもみながら、よりよいものをつくっていったらどうかという思いはそういう思いでございます。

ですから、性急にやることでもないんじゃないかなというふうに思います。ですから、（発言する者あり）おかしいですか。それぞれ会派で、今までももんでもらっていますし、きょう出た意見を参考に、またそれぞれの会派で、もっとこれはこうだ、こうだということがあると思いますので、そういった意味でまあ。

ですから、6月にその辺のことがまとまればそれはそれでいいと思いますけれども、それでもしまとまらなければ、時間をかけてやりたいというふうに思います。

ほかに。はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 今の委員長の発言を聞いていますと、何かなし崩しにして、これを葬り去ろうという考えじゃないんですか。おかしい。委員長としておかしい、

それは。もう一遍確認ですよ。もう6月にきちんとこれを仕上げないと改定が終わらないと。それはもうそれぞれの手段をとらざるを得ないですよ。守れる条例って、じゃこれ何が守れないんですか。努めにゃならん、努力規定が何で守れないんですか。おかしいじゃないですか。努力規定ですよ、罰則なんかないですもん。おかしい、委員長。全然あなた理解されてないし、これおかしいですよ。こんな特別委員会ってありますか。結局やらないという意思表示と私は受けとめるけど、違いますか。

○委員長（荒山光広君） どうぞ座ってください。

今、再三申しますけれども、出された改正案に基づいて議論を深めていただきたいということを言っております。（「深めたじゃないですか」と呼ぶ者あり）まだまだ議論は尽くされていないと思います。（発言する者あり）いやいや、さっきから言っておられるじゃないですか。ですから、92条の2の扱いをどうするかという問題とか、先ほど提案のあった補助金を入れるか入れないかとか、それから誓約書をとったらどうかとかいろんな意見が出ております。その辺を勘案して、さらに議論を深めていただきたいということでございます。

あえていいますと、案の一番最後、第8条ですか、審査結果の措置というところがあるんですけども、これはいうてみると、この条例の規定を遵守させるための警告を発すること、議員の辞職勧告を行うこと、その他議長が必要と認める措置、前段がありますけれども、こういったことの規定がこの条例の中にあるかどうか。努力義務と言われましたけれども、これはいうてみると罰則に値するものじゃないかなと思いますので、この辺も含めて、皆さんの議論を深めていただきたいということでございますので、この案についてはそれぞれ皆さん目を通しておられると思いますので、きょういろいろ御意見があればお伺いをして、その御意見をまた会派で練って、6月にまとまれば6月に採決でも結構です。

ですから、そういった意味で、ぜひもっと議論を深めていただきたいなということでございます。大事なことですので。

その他ございませんか。全般的に。この案について結構ですよ。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 6月の特別委員会が最後なんですか。

○委員長（荒山光広君） いや、最後じゃないですよ。

○委員（坪井康男君） その後もあるわけですね、特別委員会が。

○委員長（荒山光広君） はい。

○委員（坪井康男君） それじゃわかりました。

○委員長（荒山光広君） 期間については、この特別委員会が設置されたときに、おむね1年を目途というふうに申しております。ですから、9月に設置されておりますので、9月には終結できるような形に持っていきたいと思いますけれども、それも今のいろんな会派、それぞれ個人の議員の皆さんのお考えをまとめてよいものにしていかなければいけないということでございますので、その時期について、6月にまとまれば6月でも結構ですよという意味でございますので、御理解をいただきたいと思います。

その他よろしいでしょうか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 議会改革で特に政治倫理条例を中心に審議しておりますけど、議員定数の件は一応ほぼ決まったということで、そっちのほうの分科会はもう今ないわけです。だから、今後、しっかりとこの議会改革のほう、特に政治倫理条例等、こういったところのものを審議を深めていくためには、もう議員定数は分科会がなくなりましたので、もうそういった面におきましては一緒に、今回こういった議会改革を全員で決めていったほうがかえっていいのではないかと、このように思っておりますけれども、委員長、この辺はどうでしょうか。

○委員長（荒山光広君） 今、二つの分科会を設けて今までやっておりましたけれども、定数のほうはあらかじめどがつきましたので、今、議会改革に関する分科会が残っておるわけですが、これまた座長さんと相談して、いろいろどういうふうにしたらいいのか決めていきたいと思います。

その他ございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほど府中市の最高裁の考え方といいますか、最高裁そのものは棄却されたんですが、一つ、慰謝料請求をしたんじゃないかと思うんです、この方は。結果として、この訴訟をされた議員の兄弟の方の会社は、請負工事をされたんです。だから、その辺がちょっと抜けておるんじゃないかと思います。実際はされたんです。されたんですよ。ところが、それについては二親等と書いてあっても違憲ではないと、こういう判決なんです。だからちょっとニュアンスが違ったかなと思うんですけど、私もまだ詳しく読んでおりませんので、ある程度読んで中ではそういうふうに、あ、慰謝料請求をやったんかなと、まずは。というのは、やは

り釈明をせざるを得なかったということもあろうし、公表されたということもあるでしょうからそうした形だろうと思うんですが、正しくお互いが理解していきたいなと思います。もう少しこの件も掘り下げて調べさせていただいて、その上でまた議論をしたいと、このように思います。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） もう私は、その辺は調べ尽くしていますんで、今お答えします。（「いや、結構です」と呼ぶ者あり）いや、そんなことはないです。そんなことないです。次から次に、何か引き延ばしだけしか考えていない。だから言います。

この方は、警告を発せられたもんだから、次の選挙で落っこちちゃったんです。この条例のおかげで。だから、国家賠償法に基づいて損害賠償請求をしたんです。それも根拠がないって最高裁は棄却した。そういうことです。あくまでも対象になったのは条例の二親等規制が問題になった。最高裁で。そういうことですよ。もう今調べるまでもなく、もうはっきりしています。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 先ほど概略説明があったんですけども、今出ておるように、それに関してはいろいろ幅広いものがあると思いますので、また詳しく研究していただいて、ほんとに美祢市議会といいますか、全国の市議会に与える影響というものもありますので、その辺も考慮に入れながら、慎重に進めていったらと思いますので、よろしくお願いします。

竹岡さん、何かありますか。

○委員（竹岡昌治君） いや、いいです。

○委員長（荒山光広君） いいですか。その他ございませんか。——よろしいですか。

それでは、本日の委員会を閉じますが、先ほど言いましたように、きょうはいろんな御意見をいただきました。またそれぞれ会派に持ち帰っていただいて、次の会にいろんなまた議論を深めていただきたいと思いますと思いますが、スケジュールについては先ほど申しましたように、時期があろうと思いますので、皆さんの御理解が得られる時点でまとめていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時26分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年3月12日

議会改革推進特別委員長

荒山光広